

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月31日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器(B)出口弁点検時、弁体ライニングに変形が認められたため、当該弁体を交換。	D	
2	2号機	抽気系第一抽気ヘッドレントラップバイパス弁点検時、弁体及び弁座シート面に浸食が認められたため、当該シート面を補修。	D	
3	2号機	タービングランド蒸気系高圧蒸気タービングランド第一リークオフ弁(A)(電動駆動)点検時、駆動部から油(グリス)の滴下痕が認められたため、当該駆動部を補修。	D	
4	2号機	原子炉給水ポンプ用タービン(A)点検時、部品(ダイヤフラム、センターピン)の一部に浸食が認められたため、当該部を補修。	D	
5	2号機	主蒸気系配管点検時、保温材(板金内の布団)に破損(5組)が認められたため、当該保温材を交換。	D	
6	2号機	主復水器水室連絡弁点検時、弁体ライニングに剥がれ(3台)が認められたため、当該弁のライニングを補修。	D	
7	2号機	主復水器連続洗浄装置点検時、フローグラス(4台)のフランジ部及び同押さえリングに腐食が認められたため、当該フローグラス部を交換。	D	
8	2号機	換気空調系コントロール建屋2号中央制御室非常用チャコールフィルタ差圧計点検時、計器精度に管理値外れが認められたため、当該計器を交換。	D	
9	2号機	残留熱除去系熱交換器(B)出口凝縮水圧力計点検時、計器精度に管理値外れが認められたため、当該計器を点検補修。	D	
10	2号機	復水脱塩装置の空気作動弁点検時、駆動部に空気漏れ(1台)が認められたため、当該駆動部を補修。	D	
11	2号機	気体廃棄物処理系再結合器(A)点検時、ヒーターケーブル用フレキシブル電線管の被覆に破損が認められたため、当該電線管を交換。	D	
12	2号機	循環水ポンプ(C)用電動機点検時、固定子コイルのくさびに緩みが認められたため、当該くさびを打替。	D	
13	3号機	加熱蒸気系復水貯蔵タンク廻り配管において、異音(ハンマーリング)が認められたため、当該配管を点検。	D	
14	4号機	原子炉建屋及び海水熱交換器建屋の凍結及び凝結防止分電盤点検時、漏電しゃ断器の動作時間に管理値外れ(4台)が認められたため、当該漏電しゃ断器を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	タービン建屋の凍結及び凝結防止分電盤、負荷側の絶縁抵抗値に管理値外れ(4回路)が認められたため、当該回路を点検。	D	
16	4号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口サンプル入口弁において、弁軸継ぎ手の不良(緩い)が認められたため、当該弁の継ぎ手を交換。	D	
17	その他	気象観測用超音波風向風速計記録計において、印字不良が認められたため、当該記録計を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802